

湖西市規則第 20 号

湖西市事務分掌規則及び湖西市専決規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

湖西市長

田内 浩之

湖西市事務分掌規則及び湖西市専決規則の一部を改正する規則

(湖西市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 湖西市事務分掌規則（平成 25 年湖西市規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表企画部の部企画政策課の項中「定住促進係」を「共創推進係」に改め、同表環境部の部環境課の項中「生活係」の次に「脱炭素推進係」を加え、同表産業部の部産業振興課の項中「商工労政係」を「産業活性化係」に改め、同条第 5 項の表環境課の項を削る。

第 4 条企画政策課企画政策係の分掌事務中(4)を削り、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 行政戦略会議、幹部会議、調整会議及び連絡会に関する事。

第 4 条企画政策課企画政策係の分掌事務(5)中「地方分権の推進」を「行政情報等の調査」に改め、同係の分掌事務(8)中「行政情報等の調査」を「豊田佐吉翁顕彰祭」に改め、同係の分掌事務中(9)を削り、(10)を(9)とし、同係の分掌事務中(11)及び(12)を削り、(13)を(10)とし、同課定住促進係の分掌事務を次のように改める。

共創推進係

- (1) 総合戦略に関する事。
- (2) 地方分権に関する事。
- (3) 地方創生に関する事。
- (4) 官民の共創及び連携に関する事。
- (5) 人口減少対策に係る庁内調整に関する事。

(6) 少子化対策に係る庁内調整に関すること。

第4条秘書広報課広報係の分掌事務(3)中「知名度アップ」を「認知度の向上」に改める。

第5条環境課脱炭素推進室の分掌事務を削り、同課の分掌事務に次のように加える。

#### 脱炭素推進係

- (1) 地域脱炭素の推進に係る総合調整に関すること。
- (2) 地球温暖化対策の企画及び推進に関すること。
- (3) 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及促進に関すること。
- (4) 環境マネジメントシステムに関すること。

第6条の2 こども政策課いじめ防止対策室の分掌事務に次のように加える。

- (4) 地域全体で取り組むこどもの悩み相談に関すること。

第6条の2 こども未来課地域子育て支援第1係の分掌事務に次のように加える。

- (6) 乳児等通園支援事業の運営に関すること。

第6条の2 こども未来課地域子育て支援第2係の分掌事務(4)中「その他子育て支援事業」を「乳児等通園支援事業の運営」に改める。

第6条の2 保育幼稚園課保育幼稚園係の分掌事務に次のように加える。

- (19) 乳児等通園支援事業の認可、確認及び給付に関すること。

第8条産業振興課商工労政係の分掌事務を次のように改める。

#### 産業活性化係

- (1) 商業の振興に関すること。
- (2) 商業施設管理に関すること。
- (3) 創業支援に関すること。
- (4) 計量器及び計量指導に関すること。
- (5) 勤労者住宅建設資金の利子補給に関すること。
- (6) シルバー人材センターに関すること。
- (7) 金融対策に関すること。
- (8) 浜名湖れんが館の管理運営に関すること。

- (9) 消費者行政に関すること。
- (10) 消費生活相談に関すること。
- (11) 部内の総合的な企画、連絡調整及び政策推進に関すること。

第8条産業振興課モノづくり推進室の分掌事務(10)を同室の分掌事務(11)とし、同室の分掌事務(9)の次に次のように加える。

- (10) 就労支援に関すること。

第9条建築住宅課建築住宅係の分掌事務(8)中「(TOUKAI—0)」を削る。

第13条第1項中「環境課にあつては脱炭素推進室長、こども政策課」を「こども政策課」に改める。

(湖西市専決規則の一部改正)

第2条 湖西市専決規則(昭和59年湖西市規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2 こども未来課に関する事項の表9の項中「のびのび預かり事業」を「乳児等通園支援事業の運営」に改める。

別表第2 保育幼稚園課に関する事項の表に次のように加える。

3 乳児等通園支援事業に関すること。		重要なもの	軽易なもの
--------------------	--	-------	-------

別表第2 産業振興課に関する事項の表10の項を次のように改める。

10 融資の決定に関すること。			○
-----------------	--	--	---

別表第2 建築住宅課に関する事項の表6の項中「(TOUKAI—0)」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。